

公認心理師法第7条第2号に係る実務経験について（試案）

公認心理師法（以下、「法」という。）では、大学卒業後、文部科学省令・厚生労働省令で定めた施設において、同省令で定めた期間以上、同法第2条第1項から第3号までの行為（公認心理師の業務）を業として行った者に受験資格を与えることとしている。

1. 施設について

大学院における実習施設として定める施設に準ずる（実習指導者の資格をもつ者が1人以上勤務していること。）。

具体的な施設の種類の例示は別添のとおり。

2. 実務経験プログラムについて

実務経験については、施設や期間に加えて、一定の基準を満たすプログラムに則って実施する。なお、プログラムの審査及び認定について、当分の間は文部科学省・厚生労働省にて行う。

（プログラムの内容の例）

- ①目標 公認心理師のカリキュラムの到達目標の達成
- ②指導者 心理に関する業務を行っている者（実習指導者の資格を有する者）
- ③内容 以下につき具体的な方法が明記されていること
 - ・ ケース担当（3例以上）と多職種との連携を含む自施設における実務経験
 - ・ 他分野の見学・実習体験（2分野60時間以上が望ましい。）
 - ・ 指導体制と指導スケジュール
 - ・ 到達目標の管理（必要な講義の受講を含む。）

3. 期間について

- ・ 実務経験プログラムを持つ施設において2～3年の実務経験

公認心理師法第7条第2号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める施設候補のイメージ

1. 保健医療分野

- 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院及び診療所
- 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護療養型医療施設
- 地域保健法（昭和22年法律第101号）に規定する保健所又は市町村保健センター
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神保健福祉センター
- 介護保険法に規定する介護老人保健施設等

2. 福祉分野

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業及び特定相談支援事業を行う施設、基幹相談支援センター、障害者支援施設、地域活動支援センター並びに福祉ホーム
- 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業を行う施設、児童福祉施設並びに児童相談所
- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する地域型保育事業を行う施設
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園
- 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設又は更生施設
- 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉施設
- 介護保険法に規定する地域包括支援センター
- 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
- 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に規定する発達障害者支援センター
- 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会
- 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生相談所
- ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）

に規定するホームレス自立支援事業を実施する施設

- 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）に規定する子ども・若者総合相談センター
- 厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）に規定する国立児童自立支援施設及び国立障害者リハビリテーションセンター
- 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園等

3. 教育分野

- 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校
- 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する教育委員会等

4. 司法分野

- 裁判所法（昭和 22 年法律第 59 号）に規定する裁判所
- 法務省設置法（平成 11 年法律第 93 号）に規定する刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所並びに保護観察所
- 更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）に規定する更生保護施設等

5. 産業・労働分野

- 組織内健康管理センター・相談室
- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等